

## 大分市環境保全サポーター登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市域を中心にさまざまな環境保全活動やその推進に寄与する活動を行う団体等を「大分市環境保全サポーター」（以下「サポーター」という。）として登録し、各団体相互の連携・協働及び大分市との連携・協働を通じて、持続可能な社会の形成と市民の環境保全意識の高揚を目指すことを目的とする。

### (登録要件)

第2条 サポーターの登録要件は次のとおりとする。

- (1) 本目的に賛同すること。
- (2) 市域を中心に環境保全の推進を目的とする活動または推進に寄与する活動を行っていること。
- (3) 2人以上で構成される団体であること。
- (4) 政治、思想、宗教に関する活動を行わないこと。

### (登録申請)

第3条 サポーターの登録を受けようとする団体は、大分市環境保全サポーター登録申請書（様式第1号）と大分市環境保全サポーター活動報告書（様式第2号。以下「活動報告書」という。）に必要事項を記入のうえ、直接または郵送、メール、大分市HPの電子申請で市長へ提出するものとする。

### (登録事項の変更届)

第4条 サポーターは登録事項に変更が生じた場合は、速やかに、大分市環境保全サポーター登録変更届出書（様式第3号）に必要事項を記入のうえ、市長へ提出するものとする。

### (取消届)

第5条 サポーターは登録の取消を希望する場合は、速やかに、大分市環境保全サポーター登録取消届出書（様式第4号）に必要事項を記入のうえ、市長へ提出するものとする。

### (活動報告書の提出)

第6条 サポーターは、毎年活動報告書を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターの登録を取消することができる。

- (1) 登録要件に違反したとき。
- (2) サポーターとしてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) 3年継続して活動報告書の提出がないとき。
- (4) 活動が科学的根拠に基づかないと認められるとき。
- (5) その他、サポーターとして適当でなくなったと市長が認めるとき。

(大分市HP等への掲載)

第8条 サポーターは、大分市HP等に団体名等を掲載するものとする。

(連携・協働)

第9条 サポーターは、他のサポーターや大分市が開催する環境イベント等に積極的に連携・協働するものとする。

(庶務)

第10条 大分市環境保全サポーター登録制度に関する庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。



	現在の環境保全に関する取組	
	主な活動場所	
	他団体に対して提供できるリソース（資源）	
	現在の活動で困っていること	
確認事項	<input type="checkbox"/> 大分市環境保全サポーター登録制度実施要領を確認しました。	

※活動報告書（様式第2号）を添付してください。

様式第2号（第3、6条関係）

## 大分市環境保全サポーター活動報告書

年 月 日

大 分 市 長 殿

大分市環境保全サポーター登録制度実施要領第3条または第6条に基づき、下記のとおり報告します。また、第8条の規定に基づき、大分市HP等に下記申請内容について掲載することに同意します。

### 団体情報

団体名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

### 昨年度の取組実績

--

### 今年度の年間スケジュール

--

環境保全サポーター内で実現したい取組

取組名	
場所	
取組内容	
必要なリソース (資源)	

その他ご要望等

--



	現在の環境保全に関する取組	
	主な活動場所	
	他団体に対して提供できるリソース（資源）	
	現在の活動で困っていること	

※変更後について、変更のあった事項のみ記入してください。

様式第4号（第5条関係）

大分市環境保全サポーター登録取消届

年 月 日

大 分 市 長 殿

大分市環境保全サポーター登録制度実施要領第5条に基づき、登録事項の取消届を提出します。

団体名	
担当者氏名	
取消理由（任意）	